

令和7年瑞穂町農業委員会7月総会

令和7年7月23日、令和7年瑞穂町農業委員会7月総会が瑞穂町役場2階 会議室2-1、2-2にて開催された。

農業委員会委員

1番	榎本雄一	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	鈴木正実
	【欠席】				【欠席】		
5番	坂田敬一	6番	中野高雄	7番	古川宗昭	8番	西村一彦
					【欠席】		
9番	村山正信	10番	細渕日出夫	11番	吉岡昭夫	12番	上野勝

農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
------	-------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	水村探太郎	農政係長 (書記)	田中悠也
農政係	宮野裕城		

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 議案第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請の報告について

開 会 午後 1時 25分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和7年瑞穂町農業委員会7月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、4番委員鈴木 正実さんと6番委員の中野 高雄さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第3、議案第1号番号1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号1について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

9番委員 (村山 正信 君) 議案第1号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした箱根ヶ崎地区の調査内容を報告します。現地調査は7月15日(火)午前9時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、トウモロコシ、枝豆、ネギ、サトイモ、サツマイモ等を栽培しています。耕作面積は約130aです。農業従事者は本人、息子、息子の妻です。農業従事日数は本人が250日、息子が300日、息子の嫁が150日です。所有機械は、トラック1台、トラクター1台、軽トラック1台、管理機1台等です。販路につきましては、学校給食、直売所です。申請地の営農計画ですが、ネギを栽培予定です。通作距離は車で15分です。販路は学校給食、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

10番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第1号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした元狭山地区の調査内容を報告します。現地調査は7月15日(火)午前9時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委

員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、先ほどの箱根ヶ崎地区の報告と同じです。申請地の営農計画ですが、サツマイモ、トウモロコシを栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は学校給食、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第1号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第1号番号2、相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号2について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第1号、番号2 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りしたの調査内容を報告します。現地調査は7月15日(火)午前10時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ダイコン、カブ、サトイモ、ハウレンソウ等を栽培しています。耕作面積は約13aです。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が150日です。所有機械は、トラック1台、軽トラック1台、動力噴霧器1台です。販路につきましては、自家消費です。申請地の営農計画ですが、ダイコン、カブ、サトイモ、ハウレンソウ等を栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第1号、番号2について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号1及び番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。本案件について申請地が隣接しており、借主が同一人物であるため一括審議としたいと思います。一括審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本案件は一括審議といたします。それでは事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号2農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (雨宮 尚幸 君) 議案第2号、番号1及び番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は7月15日(火)午前9時40分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、トウモロコシ、ハクサイ、ブロッコリー等を栽培しています。耕作面積は約660a。農業従事者は本人、妻、従業員が6名、パートが1名です。農業従事日数は本人が350日、妻が300日、従業員が各260日、パートが150日です。所有機械はトラクター4台、管理機8台、軽トラック4台、トラック2台等です。販路

につきましては量販店です。取得農地の営農計画はハクサイ、ブロッコリー、トウモロコシを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するというところでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第2号、番号3 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は7月15日(火)午前10時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、先ほどの議案第2号番号1及び番号2と同じです。取得農地の営農計画はレタス、トウモロコシ、ネギを栽培予定です。通作距離は車で1分です。販路は直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第2号、番号4農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は7月15日(火)午前10時40分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、コマツナ、サツマイモ等を栽培しています。耕作面積は約400a。農業従事者は本人、妻、従業員が6名です。農業従事日数は本人が330日、妻が150日、従業員が延べ600日です。所有機械はトラクター2台、管理機4台、軽トラック2台等です。販路につきましては量販店、学校給食です。取得農地の営農計画はサツマイモを栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は量販店、学校給食です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付

するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適當という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第2号、番号5農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は7月15日(火)午前11時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ジャガイモ、ナス、キュウリ、スイカ等を栽培しています。耕作面積は約60a。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が300日です。所有機械は耕運機2台、トラクター2台等です。販路につきましては庭先販売です。取得農地の営農計画はメロン、サツマイモを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は庭先販売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。
農業委員会として意見がないので、適當という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、議案第2号番号6及び番号7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。本案件について申請地が隣接しており、借主が同一人物であるため一括審議としたいと思います。一括審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本案件は一括審議といたします。それでは事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号6、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号7農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第2号、番号6及び番号7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は7月15日(火)午前11時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、サトイモ、キャベツ、ニンジン等を栽培しています。耕作面積は約40a。農業従事者は本人、妻です。農業従事日数は本人が330日、妻が250日です。所有機械はトラクター1台、マルチャー2台、管理機3台、トラック2台です。販路につきましては学校給食、量販店です。取得農地の営農計画はネギ、サトイモ、キャベツ、ニンジン等を栽培予定です。通作距離は車で25分です。販路は学校給食、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業

委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由事業用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。続きまして、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住

宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第3号を終了いたします。続きまして、報告第4号農地法第5条の規定による許可申請の報告についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第4号農地法第5条の規定による許可申請の報告について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用目的資材置場。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第4号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和7年瑞穂町農業委員会7月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2時3分

議 長

第 4 番 委 員

第 6 番 委 員